

平成27年3月

伊那市議会定例会 議員提出議案書

(関係資料)

平成27年3月20日

平成27年3月伊那市議会定例会議員提出議案目次

| | |
|---|---|
| 議員提出議案第1号 伊那市議会会議規則の一部を改正する規則…………… | 1 |
| 議員提出議案第1号関係資料…………… | 3 |
| 議員提出議案第2号 伊那市議会委員会条例の一部を改正する条例…………… | 4 |
| 議員提出議案第2号関係資料…………… | 5 |
| 議員提出議案第3号 地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」 の延長と施策拡充に係る意見書の提出について…………… | 6 |
| 議員提出議案第4号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書の 提出について…………… | 8 |

伊那市議会会議規則の一部を改正する規則

伊那市議会会議規則（平成18年伊那市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第129条関係）

| 名 称 | 目 的 | 構 成 員 | 招 集 権 者 |
|------------|--|---------------------------------------|---------|
| 全員協議会 | 市の重要な政策及び事業並びに議会の運営に関し、協議又は調整を行うため | 全議員 | 議長 |
| 政策討論会 | 市政に関する重要な施策及び課題に関し、施策等の立案及び執行機関への提言について議員間の共通認識を醸成し、合意を形成することを目的に、議員間で討論、対話を行うため | 全議員 | 議長 |
| 会派代表者会 | 議会に係る重要事項等に関し、各会派の協議又は調整を行うため | 議長 副議長 会派の代表者 | 議長 |
| 正副委員長会 | 政策課題等への対応に関し、常任委員会の運営等についての協議又は調整を行うため | 議長 副議長 常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長 | 議長 |
| 常任委員会協議会 | 各常任委員会の所管事項に関し、協議又は調整を行うため | 常任委員 | 委員長 |
| 議会だより編集委員会 | 議会だよりの編集及び発行に関し、協議又は調整を行うため | 議会だより編集委員 | 委員長 |

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月20日提出

伊那市議会 議会運営委員会

委員長 竹 中 則 子

(提案理由)

議会の運営に関し協議又は調整を行うための場についての規定を整備するため、提案するものであります。

議員提出議案議案第1号関係資料

伊那市議会会議規則新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

新

別表 (第129条関係)

| 名称 | 目的 | 構成員 | 招集権者 |
|----------|-----------------------------|------|------|
| 全員協議会 | 議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行うため | 全議員 | 議長 |
| 常任委員会協議会 | 所管事項に関し協議又は調整を行うため | 常任委員 | 委員長 |

別表 (第129条関係)

| 名称 | 目的 | 構成員 | 招集権者 |
|------------|--|---------------------------------------|------|
| 全員協議会 | 市の重要な政策及び事業並びに議会の運営に関し、協議又は調整を行うため | 全議員 | 議長 |
| 政策討論会 | 市政に関する重要な施策及び課題に関し、施策等の立案及び執行機関への提言について議員間の共通認識を醸成し、合意を形成することを目的に、議員間で討論、対話を行うため | 全議員 | 議長 |
| 会派代表者会 | 議会に係る重要事項等に関し、各会派の協議又は調整を行うため | 議長 副議長 会派の代表者 | 議長 |
| 正副委員長会 | 政策課題等への対応に関し、常任委員会の運営等についての協議又は調整を行うため | 議長 副議長 常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長 | 議長 |
| 常任委員会協議会 | 各常任委員会の所管事項に関し、協議又は調整を行うため | 常任委員 | 委員長 |
| 議会だより編集委員会 | 議会だよりの編集及び発行に関し、協議又は調整を行うため | 議会だより編集委員 | 委員長 |

旧

伊那市議会委員会条例の一部を改正する条例

伊那市議会委員会条例（平成18年伊那市条例第227号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。」を「次条の規定により秘密会とする場合を除き、公開とする。」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の公開及び傍聴について必要な事項は、規則で定める。

第21条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に、「法令又は条例」を「法律」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に在職する教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する間は、この条例による改正後の伊那市議会委員会条例第21条の規定は適用せず、この条例による改正前の伊那市議会委員会条例第21条の規定は、なおその効力を有する。

平成27年3月20日提出

伊那市議会 議会運営委員会

委員長 竹 中 則 子

（提案理由）

委員会の傍聴の取扱いを変更するとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

議員提出議案第2号関係資料

伊那市議会委員会条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>(傍聴の取扱い)</p> <p>第19条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。</p> <p>2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。</p> | <p>(傍聴の取扱い)</p> <p>第19条 委員会は、次条の規定により秘密会とする場合を除き、公開とする。</p> <p>2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、委員会の公開及び傍聴について必要な事項は、規則で定める。</p> |
| <p>(出席説明の要求)</p> <p>第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法令又は条例に基づき委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p> | <p>(出席説明の要求)</p> <p>第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づき委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p> |

議員提出議案第3号

地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と
施策拡充に係る意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣及び関係機関に対し、地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係る意見書を、別紙のとおり提出する。

平成27年3月20日提出

伊那市議会議員 若林 敏明

〃 唐澤 千明

〃 八木 択真

〃 丸山 徹一郎

〃 白鳥 敏明

〃 竹中 則子

〃 飯島 光豊

(提案理由)

口頭にて説明

地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と 施策拡充に係る意見書

山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的に、昭和40年に山村振興の理念及び振興方策を盛り込んだ「山村振興法」が制定され、国の政策支援が行われてきました。

山村地域は、国土・自然環境の保全、水源涵養、地球温暖化防止等、多面的・公益的な役割を果たしています。

しかし、山村を取り巻く環境は、主要産業である農林業の低迷や就業機会の減少、生活環境整備の遅れと過疎化・高齢化に伴う集落機能の低下などの問題を抱え、依然として厳しい状況にあります。

そのような中で、山村振興法の期限が平成27年3月末に到来することから、山村地域の現状と果たす役割を踏まえ、地域振興・地域林業の確立に向け、下記の事項の実現が図られるよう強く要請いたします。

記

- 1 「山村振興法」の延長及びその内容の充実を図ること。
- 2 「山村振興法」の延長にあたっては、「森林・林業基本法」による施策の展開を踏まえつつ、都市と山村の格差是正を主眼とした対策に加え、地域山村が果たす多面的機能の発揮に係る国としての責務を明確にすること。
また、山村振興の目標に、林業・木材産業の振興による地域資源を活用した地域林業の確立、就業機会の増大等と定住の促進を盛り込むこと。
- 3 上記の目標達成に向けて以下の施策を講じること。
 - (1) 森林吸収源対策、森林資源を活用した再生可能エネルギー対策の推進を通じた雇用の創出を図ること。また原木買取価格の山元への還元をはじめ、地域林業の確立を図ること。
 - (2) 地域としての林業を指導する「フォレスター」「森林施業プランナー」の育成・確保及び、森林経営計画策定等については、国の職員による技術的支援を行うこと。
 - (3) 林業事業者従事者の定住対策として、所得保障の支援と雇用改善を行った企業に対する税制措置等、国としての具体的な施策を講じること。
 - (4) 山村地域の振興と林業事業者等による林業労働力を安定的に確保するため、国の事業の発注方式を改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年3月20日

伊 那 市 議 会

議員提出議案第4号

国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣及び関係機関に対し、国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

平成27年3月20日提出

伊那市議会議員 柳川 広美

〃 前澤 啓子

〃 飯島 光豊

(提案理由)

口頭にて説明

国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書

伊那市では、国民健康保険加入者の中で、非正規雇用や年金生活者の割合が増えています。また、国保加入者の中で年金生活者の割合が37.5%にもなり、年々医療費が増えています。そのため、所得200万円までの世帯が全体の6割を占めて、国保税の負担が重くなっています。景気悪化の影響もあり市民生活は厳しい中、伊那市でも所得の少ない人には重い税負担となっています。

国民健康保険には、被用者保険の事業主負担分にあたるものがないため、国が国庫負担を定めています。国保会計が厳しくなった原因のひとつは、国が国庫負担率を引き下げてきたことにあります。伊那市の国保会計では、1980年代には50%あった国庫負担が2013年度には21.9%まで減ってきています。

国は2018年度に、国保を都道府県に移管するために2017年度までに国保財政安定化のために3,400億円を投入するとしています。

しかしながら、現在、全国の市町村がルール分以上に一般会計から繰り入れている総額は3,500億円です。これでは、都道府県単位で広域化しても国保税は医療費の伸びに応じて、さらに引き上がることになります。

以上のことから、下記事項が実現されるよう強く要請します。

記

- 1 国民健康保険に対する国庫負担を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年3月20日

伊 那 市 議 会